

建築基準法第12条に基づく和歌山県警察学校等定期点検（建築設備）委託業務仕様書

和歌山県（以下「甲」という。）は、建築基準法第12条に基づく和歌山県警察学校等定期点検（建築設備）委託業務について、次のとおり仕様書を定める。

1 委託業務

甲は、次の業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 建築基準法第12条に基づく和歌山県警察学校等定期点検（建築設備）委託業務
- (2) 業務場所 和歌山市木ノ本1445番地 和歌山県警察学校
- (3) 業務内容 別冊内容書のとおり

2 委託期間

乙は、本委託業務を契約締結日から令和8年10月30日までの間に実施するものとする。

3 実施要領

乙は、本仕様書に従って、善良な管理者の注意をもって、委託業務を実施しなければならない。

4 委託費の支払

乙は、委託業務終了後、甲に業務完了届を提出するものとし、甲は乙から業務完了届を受理した後、速やかに検査を行い、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

5 調査等

甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

6 委託業務の内容の変更

- (1) 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- (2) (1)において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

7 危険負担

- (1) 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。
- (2) 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により、乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

8 再委託の禁止

乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

9 作業員名簿

- (1) 乙は、派遣する作業員の名簿を契約締結後、速やかに甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、派遣する作業員に異動があった場合、直ちに新たな作業員の名簿を甲に提出するものとする。

10 作業員の交代等

甲は、委託業務の実施上、作業員が不相当であると認め乙に通知した場合、乙は、速やかに当該作業員を交代させなければならない。

11 留意事項

乙は、委託業務の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 建物、器物等に毀損を発見したとき、又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。
- (2) 甲の業務に支障を与えないこと。
- (3) じんあいを飛散させないこと。
- (4) 火気には特に留意し、引火性の薬剤は努めて使用しないこと。
- (5) 不衛生な処置はとらないこと。

- (6) 使用材料は、全て乙が負担し、良質のものを使用すること。
- (7) 電力、水道及びガス使用に当たっては、極力節減し、効率的に使用すること。

12 契約の解除

- (1) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - ア 乙がその責めに帰する理由により、乙がこの契約に違反したとき。
 - イ 乙がこの契約締結後、相当の期間を経過しても委託業務に着手しないとき又は契約の不完全な履行のため契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - ウ 乙が下記(6)の規定による事情によらないで契約解除の申出を行ったとき。
 - エ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には、その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - オ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 乙は、錯誤等により(1)のエからクまでの行為のほか暴力団等との関係が発生した場合又は暴力団等から不当な要求を受けた場合には、直ちに、その旨を甲に通報するとともに関係解消又は不当要求に応じない措置を講じなければならない。
- (3) 甲は、(1)の規定によりこの契約を解除した場合には、乙に対して委託費の100分の10に相当する金額（金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として乙から徴収するものとする。
- (4) 甲は、(1)の規定によりこの契約を解除した場合には、乙に対して委託費の全部又は一部を支払わず、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求できるものとする。
- (5) (4)の場合において、乙に生じた損害について、甲は、一切の責任を負わないものとする。
- (6) 甲又は乙は、委託業務期間中において、天災地変その他やむを得ない事情により、この契約を解除し、又はこの契約内容の全部又は一部を変更しようとするときは、1か月前に相手方に申し出て、甲、乙双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

13 損害賠償

乙は、前項(1)の規定により、この契約を解除された場合において、同項(3)の違約金の額を超えた金額の損害が甲に生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として甲に納付しなければならない。

14 個人情報の保護

乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

15 秘密の保持

乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

16 補則

- (1) 乙は、仕様書に記載の無い事項であっても、現場の実情に応じ、美観又は建物の管理上必要と認められる軽微な作業については、この契約の委託費の範囲内で行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載の無い事項等、内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、円滑に本業務を遂行させること。

個人情報取扱特記事項

第1 法令等の遵守

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下この別紙において「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2 責任体制の整備

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3 作業責任者等の定め

- 1 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4 取扱場所の特定

- 1 受託者は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5 教育の実施

受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6 守秘義務

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7 再委託

- 1 受託者は、本委託業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）へ委託（以下この別紙において「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、委託者の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講ずるとともに、次の各号に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督及び教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏え

い等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

受託者は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

受託者は、本委託業務において委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

受託者は、委託者及び受託者間の個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、本委託業務において利用する個人情報の消去又は廃棄を行う場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄報告書（別記様式）により委託者に対して報告しなければならない。

第15 報告

受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16 監査及び検査

- 1 委託者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者及び再委託先に対して必要な情報を求め、及び本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17 事故時の対応

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時対応計画を定めておかななければならない。
- 3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18 契約解除

- 1 委託者は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19 損害賠償

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第14の4関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

年 月 日

殿

(受託者)

委託者から受託した令和8年度国費 建築基準法第12条に基づく和歌山県警察学校等定期点検（建築設備）委託業務に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第14の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 消去又は廃棄を行った日時
- 2 担当者名
- 3 消去又は廃棄の内容